米の出荷

九八、七四六俵

昨年に三〇六俵及ばず

十月二十日の第三期メ切日までに、九八、七四六俵が岩室村から出荷された。

昨年同期の九九、〇五二俵には及ばなかった。刈入れ当初の予想では、予想外に米がないということで心配されたが、やや昨年なみの実績であった。

今年は、春以来水も順調で、水害や台風にもいためられず、昨年以上の成績を期待されたが、田植直後の低温による初期生育の障害や、早生種の大切な出穂前の低温による粒数不足等で、期待したほどの成績にいたらなかった。八月後半は異状高温が続き、稲刈に入ってからは、雨ばかりの天候であったが、乾燥機の普及により、天候に左右されない計画的な出荷作業がすすめられ、新しい秋の収穫態勢が確立された。

部落別出荷数量一覧表

10月20日現在

部落名	出荷数量	部落名	出荷数量
	俵		俵
金池	1.440	新谷	3.061
石瀬	2.804	油島	3.370
岩室	1.572	高畑	8.253
樋曾	1.361	小計	67.694
尻引	1.072	原	5.183
田子島	4.683	津雲田	4.557
橋本	4.659	富岡	3.077
久保田	1.499	高橋	4.292
猿ケ瀬	1.845	和納1区	1.116
南谷内	2.084	2区	1.266
北野	3.298	3区	1.768
夏井	8.405	4区	1.193
西中	5.643	5区	2.945
潟上	1.773	6区	2.866
白鳥	1.445	7区	1.712
西長島	2.657	8区	1.077
横曾根	2.672	小計	31.052
西船越	4.098	合計	98.746

死亡の部

氏名	年令	死亡月日	世帯主	部落
堀本多トセ	62	10・16	本人	和納六区
越徳芳雄	2	10・5	徳治	白鳥
越清一衛	61	9・29	芳雄	津雲田

出生の部

氏名	出生月日	保護者	部落
阿部秀一	9・23	正平	夏井
笠原久美子	9・22	晃一	和納八区
斎藤裕子	9・25	孝司	和納九区
笛木千里	9・27	英男	岩室
真島賢	10・5	彰夫	石瀬
井島紀子	10・6	孝夫	夏井
渡辺進	10・16	政弘	石瀬
宝輪秀治	9・24	睦雄	間瀬四区
篠原真澄	9・22	孝昭	間瀬七区
阿部真希子	9・18	光雄	間瀬五区
田中紀代美	9・5	久雄	間瀬六区

おくやみ　おめでた　10月22日まで

みんなで読書、あかるい社会

読書週間

10月27日～11月9日「家庭読書」をすすめましょう

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の施行について!!

この法律は恩給法に定める第五項症以上の程度の不具廢疾の状態にある戦傷病者等の妻に置かれている特別の事情にかんがみ国として特別の慰藉を行なうために支給する金であります。

・特別給付金の額とは！

特別給付金の額は十万円とし十年以内に償還すべき記名国債をもって交付されます。

・戦傷病者等とは

(1)昭和十二年七月七日（支那事変）以後に負傷し又は疾病にかかった者

(2)昭和三十八年四月一日において次の給付を受けている者

ア、恩給法第四十六条に規定する増加恩給

イ、遺族援護法の規定により支給されている障害年金

ウ、旧令共済組合等からの年金受給者

・特別給付金を受けられる者とは！

昭和三十八年四月一日において(1)の戦傷病者等の妻である者。したがって同日において妻であれば、後日夫が死亡した場合においても特別給付金の受給権の影響はありません。

（仔細住民課へ）

「農地の交換についての申請登記は早急に」

昭和三十八年四月一日から、昭和四十二年三月三十一日までの間に（租税特別措置法第七条）農業委員会などに関する法律第六条第二項の規定に基づく、農業委員会のあっせんにより耕作を目的とする土地の所有権の交換が行なわれた場合には、その交換による所有権の取得の登記の登録税の額は、当該交換後一年以内に登記を受けるものに限り、土地の価格の千分の六に税率が軽減されます。その後に於ける交換については、売買と同じ登録税（土地の価格の千分の五十）になりますので、当事者は早めに交換の申請及び登記をしてください。

〔参考例〕

(1) 交換登記減税措置適用の場合

$$課税標準額130,000円 \times \frac{6}{1,000} = 780円$$

(2) 売買登記減税措置の適用を受けない場合

$$課税標準額130,000円 \times \frac{50}{1,000} = 6,500円$$

みんなの広場

問　一、最近のレジャーブームによって、間瀬に海岸道路が若干づつであるが着工されていることは、村発展のためにも、大変喜ばしいことと思われます。その反面、私達のもっとも身近に関する間瀬地内の村道のデコボコ道はいつになったら整理されるのでしょうか。夏の観光シーズンには本当にはずかしい思いです。

（間瀬一女性）

質問にこたえて

間瀬地内にある道路は、次のように区分されています。

県道　管理は県

村道　管理は村

村道以外の道路の管理は部落等です。それぞれの区分にしたがい通路管理者が管理することになります。

昭和四十一年度における間瀬地内の村道に対して砂利一〇坪、砕石五坪を配当し、この敷きならしは間瀬地区の字民各位に依頼して実施しています。その後の道路面の維持管理は、道路工手二人で全村の村道を巡回管理しています。現在村道の総延長は一一三、〇〇〇メートルありますので、全村にわたり充分な維持管理が残念ながら出来兼ねる状態であり、村民各位に迷惑をおかけしていることを

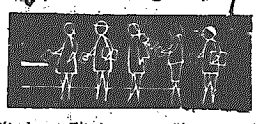

お詫びします。各人の家の前は各人で道路を可愛いがってくださるようお願いいたします。特に砂質で階段状の多い間瀬地区では、日常の小さな思いやりが大切と思います。是非道路を可愛いがってください。

（産業振興課）

問　村議会を傍聴したいと思いますが、いつでもよいでしょうか。また手続等はありませんか。（岩室Y生）

質問にこたえて

岩室村議会の会議傍聴は開会中であれば次によりどなたでもできます。

議会傍聴規則

第一条、村議会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付に申し出て、許可を受けなければならない。

第二条、傍聴の許可されたる者が入場すると、議長において必要があると認めた場合及び満員の場合は、入場を拒絶することがある。

第三条、（新聞記者）略

第四条、傍聴を許可されて入場した者であっても、議長において必要があると認める場合及び満員の場合は、入場を拒絶することがある。

第五条、傍聴席に在る者は、左の事項を守らなければならない。

1、会議場内の言論に対し可否を表明しないこと。

2、喧騒に亘り議事を妨害しないこと。

3、帽子、外套の類を着用しないこと。

4、杖の類を携帯しないこと。

5、如何なる事由があっても議員席に入らないこと。

第六条、戒器その他危険の虞のあるものを携帯した者及び酒気を帯びた者は、入場することができない。

第七条、傍聴人は議会散会後直ちに退場しなければならない。

第八条、傍聴人がこの規則に違背し又は議長の指示に従わず議場の秩序をみだす虞があるときは、議長は傍聴の許可を取り消し退場を命ずることができる。

第九条、秘密会議を開く決議があったときは、総ての傍聴人は退場しなければならない。

（議会事務局）

第5回　村民卓球大会

友だちを誘い合せて参加して下さい。

・日　　時　11月20日（日）午前9時試合開始
・場　　所　岩室小学校東校舎
・参加資格　岩室村に居住，又は勤めている人
・種　　目　団体戦
　男子団体（3名1組　シングル2組）
　女子団体（年令制限なし　ダブル1組）
　個人戦
　壮年男子（35才以上）
　一般男子（25才以上）
　青年男子（16才以上，高校生含む）
　中学男子（中学生）
　中学女子（中学生）
　一般女子（16才以上）
・表　　彰　男子団体優勝・女子団体優勝　村長賞（カップ）
　団体3位，個人6位まで表彰，全参加者に参加賞を進呈
・申　　込　11月17日まで公民館へ（T　1141）

目でみる村勢

位置

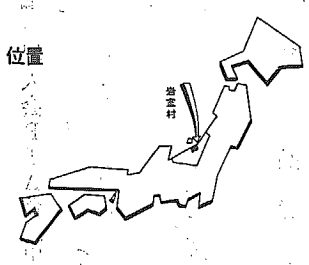

位置	面積
北緯　37°42	総面積　36.15km²
東経　138°53	東西　10.3km　南北　4.9km

総地目別面積

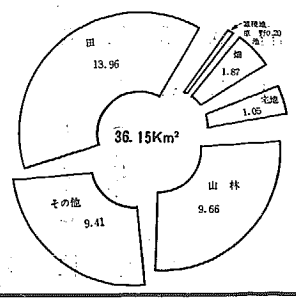

希望の本があったらどうぞ

○本の名
○発行所
住所
氏名

よい映画を、みんなで、楽しく、みよう

第6回　岩室村教育映画祭

1日間瀬小学校・3日岩室中学校・4日岩室・和納小学校

会場名	日時	上映フイルム
間瀬小学校	1日　午後7時30分	・村上の堆朱　カラー　6分 ・日本の古都―奈良・京都　カラー　40分 ・おむすびころりん　カラー　11分 ・おばあちゃんの生きがい　35分 ・ニューギニア高地人　カラー　30分
岩室中学校	3日　午後1時30分	
岩室小学校	4日　午前10時	
和納小学校	4日　午後1時30分	

―映画説明―

・ニューギニア高地人

ニューギニア西部，インドネシア領西イリアンの中央高地には何千年来変ることなく原始生活を続けている種族が住んでいる。モニ族，ダニ族等にスポットをあて，日常生活を紹介する。